

第2章 庭園の概要

第1節 庭園を取り巻く環境

第1項 本遺跡の概要

本遺跡は、戦国大名となった朝倉氏が約100年にわたって領国支配の拠点として計画的に築いた城下町跡である。後世の改変をほぼ受けず、戦国期の痕跡が極めて良好に残されており、「戦国大名の総合的遺跡として唯一の違例ともいうべく」点が評価され、約278haが特別史跡に指定されている。

谷の入口近くの下城戸と、その南1.7km上流に設けられた上城戸の二つの城戸で区画された「城戸の内」と呼ばれる町の主要部では、朝倉氏やその一族の居館群、武家屋敷群、町屋群、寺院群などの存在を発掘調査により確認しており、防御の拠点となっていた山城も含めると、戦国期の都市空間がほぼそのままに保存されていることから、わが国を代表する貴重な文化財と言える。

本遺跡の管理者は福井市であり、管理事務所が本遺跡内の総合的な管理を行っている。また、本遺跡の調査・研究拠点及び学習施設である資料館では、発掘調査等の調査・研究及び整備を実施しているほか、重要文化財福井県一乗谷朝倉氏遺跡出土品を含む本遺跡の出土品の管理を行うとともに、展示等による研究成果の公開も実施している。

昭和40年代以降、本遺跡では、『基本構想』の「歴史に埋もれて来た遺構をして自らを語らせる」という理念に沿って、整備を進めてきた。整備においては、遺構露出展示を継続的に実施しているほか、約200mにわたる町並の建物を復元した復原町並の整備等を実施してきた。



[写真 2-1] 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 俯瞰写真 北から (福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館提供)

第2項 自然環境

(1) 気象

① 気候

福井県の気候は、内陸部はいわゆる北陸型の気候に属し、海岸部では対馬暖流の影響を受けて、冬でも比較的暖かい。本遺跡の位置する内陸部は、冬にはシベリア寒気団の影響で積雪が県内全域に及ぶ。特に奥越地方及び嶺北南部（南越前町）には多量の雪が降り、年間の晴天日数は少ない。

気候の傾向としては、夏は高温少雨、冬は低温多雨（雪）である。地域的には嶺北平野部が平均的なのに対し、奥越は寒冷多雨、嶺南は逆に温暖少雨である。

② 気温・降水量・積雪量

福井地方気象台において、平成29年（2017）の平均気温は14.6℃、年間の最高気温は36.9℃、最低気温は-2.5℃である。なお、本遺跡は越前中央山地のふもとに位置し、足羽川支流の一乗谷川下流沿いの細長い谷間にあることから、奥越・大野地区の気象条件に近いと考えられる。

● 降水量

福井県は地形や標高の影響を大きく受けるため、山沿いや山間部では降水量が多く、海岸部では降水量が少ない傾向にある。福井市の月平均降水量は208.9mm前後であり、平成29年（2017）の総雨量は2,506.5mmであった。下記に本遺跡で観測したデータを示す。平成27年の月平均降水量は178.2mm前後であり、総雨量は2,138.2mmであった。

近年、降水により大きな被害をもたらした災害としては、平成16年（2004）7月18日の福井豪雨（福井市美山町総降水量285mm/日）があり、本遺跡を含む一帯で大きな被害が発生した。

● 積雪量

福井県は日本有数の多雪地帯であり、年間最深積雪深の平均値は、嶺北平野部及び嶺南では50～80cm、奥越山間部では150～250cmである。

降雪による大きな災害としては、昭和38年（1963）1月の豪雪（福井市最深積雪213cm）と、昭和55年（1980）12月から昭和56年（1981）1月にかけての豪雪（福井市最深積雪196cm）、平成30年（2018）2月の豪雪（福井市最深積雪147cm）がある。



〔図 2-1〕 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の月間降水量及び最大積雪深、平均気温（平成27年）
（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の気象観測データを基に作成）

(2) 地形と地質

①地形

福井県は、海岸から山地帯までの標高差が約 2,000m あり、標高 500m から 1,000m の山地と沖積平野、扇状地等の低地が大部分を占め、その他に台地、丘陵、標高 2,000m を超える山地、第四紀火山岩が分布する地域などがある。

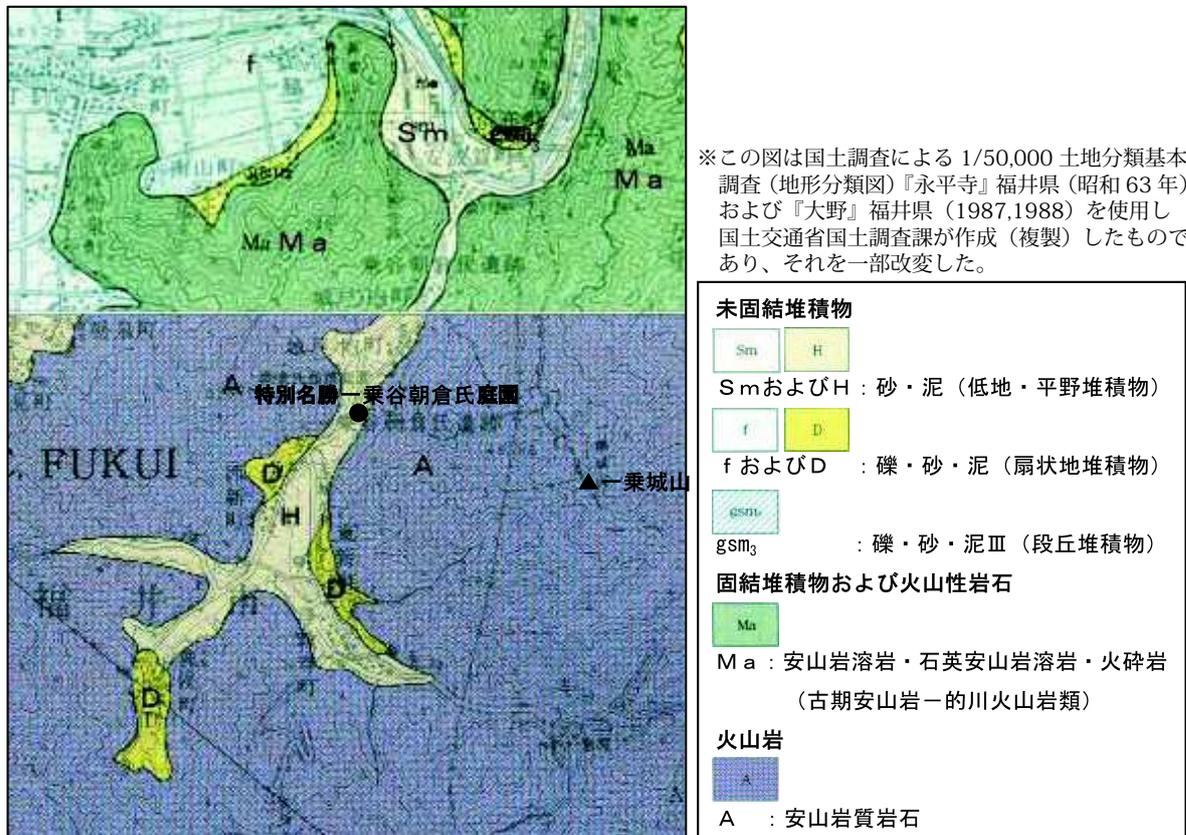
本遺跡は、海拔 300 ～ 500m の越前中央山地の北西部に位置し、その中央部を足羽川の支流である一乗谷川が南から北へと流れている。一乗谷は、この川の両岸に発達した東西約 500 m、南北約 5km の狭長な谷底低地である。本遺跡の西側には御茸山（標高 103.9 m）、対岸の東側には一乗城山（標高 435.8 m）、さらに東側に、白椿山（標高 720 m）、一乗山（標高 740.9m）がある。特に、東側（右岸側）の山麓部には、現河床との比高 15 m 内外の段丘上の地形がよく残存しており、本庭園周辺の地形的特徴として、一乗谷川に注ぐ小支谷の溪口部に小扇状地（押し出し）が多く発達している点を挙げる事ができる。

一乗谷は周囲を山に囲まれた、自然の要塞といえる地形に城下町を形成したと言える。

②地質

本庭園付近一帯は、約 2,000 万年～ 1,500 万年前（新生代初期中新世）の火山活動によって堆積した糸生累層^{いとおいそう}が分布し、安山岩質溶岩及び火山碎屑岩類で構成されている。本庭園周辺の表層地質図を [図 2-2] に示す。

本庭園は未固結堆積岩類の主に砂、泥で形成された低地に位置する。



[図 2-2] 庭園周辺表層地質図

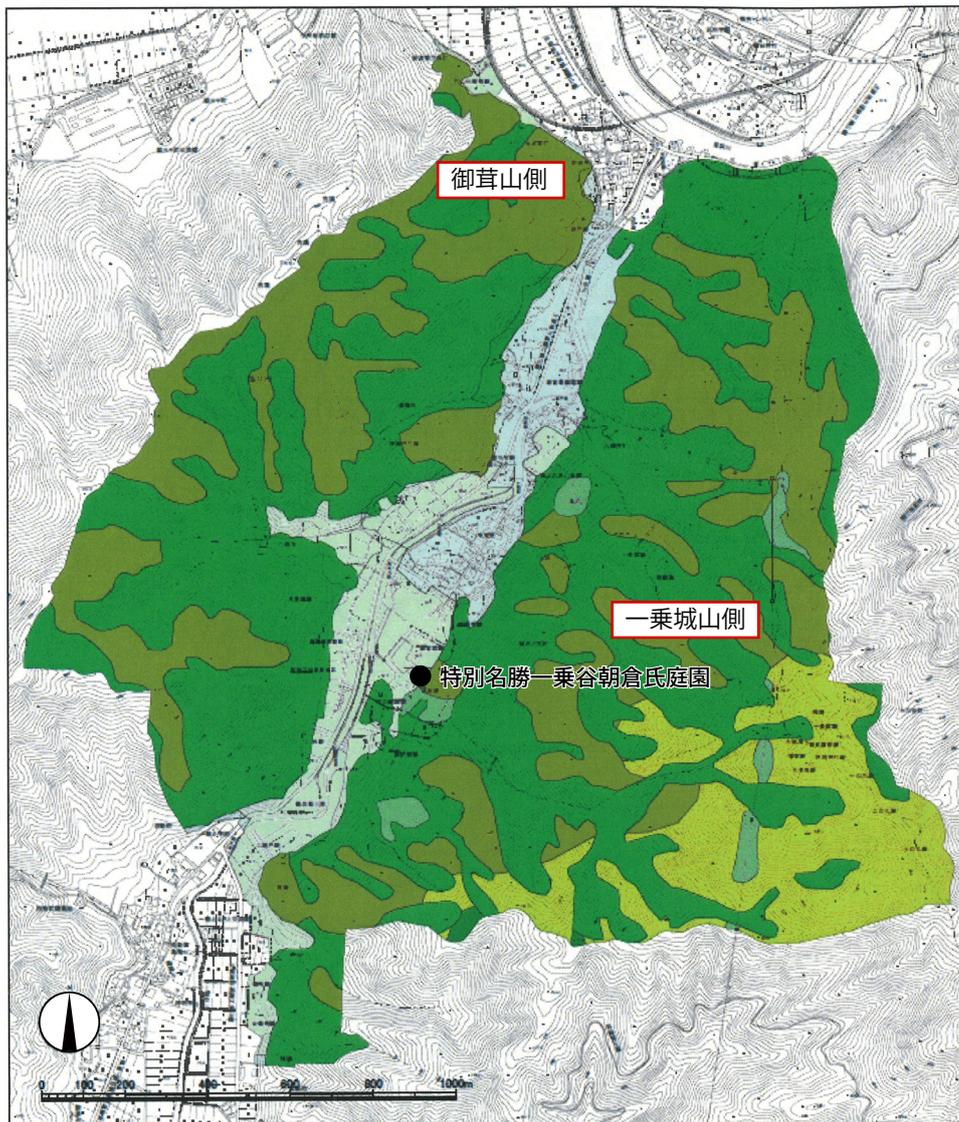
（福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定事業報告書（改訂版）』平成 23 年）

(3) 植生

本遺跡の山林部の面積は約243haで、指定地全体の約9割を占めている。なお、山林部を西側（御茸山側）と東側（一乗城山側）に区分すると、山林面積は西側で約90ha、東側で約153haとなる。そのうち、山林部全体の約4割にあたる約106haが、人工林以外の森林植生帯に該当する。

森林植生帯では、一乗城山の尾根部より西側斜面上部にブナ - ミズナラ群落の分布が確認できる。一乗城山斜面下部にはスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、一部にコナラ群落が分布している。また、本遺跡西側の御茸山を含む山林では、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、尾根部より東側斜面裾の一部にコナラ群落が分布している。

本遺跡では、登山道など人の出入りが活発な場所を中心として、外来種（セイタカアワダチソウ、オオブタクサなど）の侵入も見受けられる。



凡例

植生図

	オオバクモジ-ミズナラ群落(ブナ-ミズナラ群落)		スギ・ヒノキ・サワラ植林
	ユキグニミツバツツジ-コナラ群落(コナラ群落)		路傍・空地、畑地、水田雑草群落
	落葉広葉低木群落		緑の多い住宅地
	ユキグニミツバツツジ-アカマツ群落(アカマツ群落)		

[図 2-3] 植生図

(福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡植生・植栽管理計画〔本編〕平成27年)

●本庭園周辺

本庭園並びに周辺の主な樹木の分布状況を[図2-4]に示す。整備時に低木としてはツツジやサツキ、高木としてはツバキなどを修景木として植栽した。

朝倉館跡の「会所」(常御殿)の中庭遺構である花壇跡には、室町時代の文献史料に見られる花卉に基づき、キク、キキョウ、ポタン、シャクヤク、ハギを植栽したが、その後遷移し衰退している。



[図2-4] 庭園周辺の主な樹木の分布図
 (福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡植生・植栽管理計画〔本編〕』平成27年)

第3項 社会環境

(1) 法規制等

本庭園は都市計画法で定められる都市計画区域及び準都市計画区域には該当しない。よって、区域区分（市街化区域など）や地域地区（用途地域、風致地区など）、地区計画等（地区計画、歴史的風致維持向上地区計画など）も定めていない。

ただし、福井市では、景観法に基づく『福井市景観計画』を平成20年（2008）に策定し、平成23年（2011）には、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域として、「一乗谷地区特定景観計画区域」に指定した。本遺跡内外の6つの集落（安波賀中島町、安波賀町、城戸ノ内町、西新町、東新町、浄教寺町）及びこれらの集落内から眺望することができる尾根筋によって囲まれる地域が対象となっており、この区域内においては、建築物等の新築等にあたる行為が、届出及び規制・誘導の対象となる。次に本遺跡において届出の対象となる行為を〔表2-1〕にまとめる。

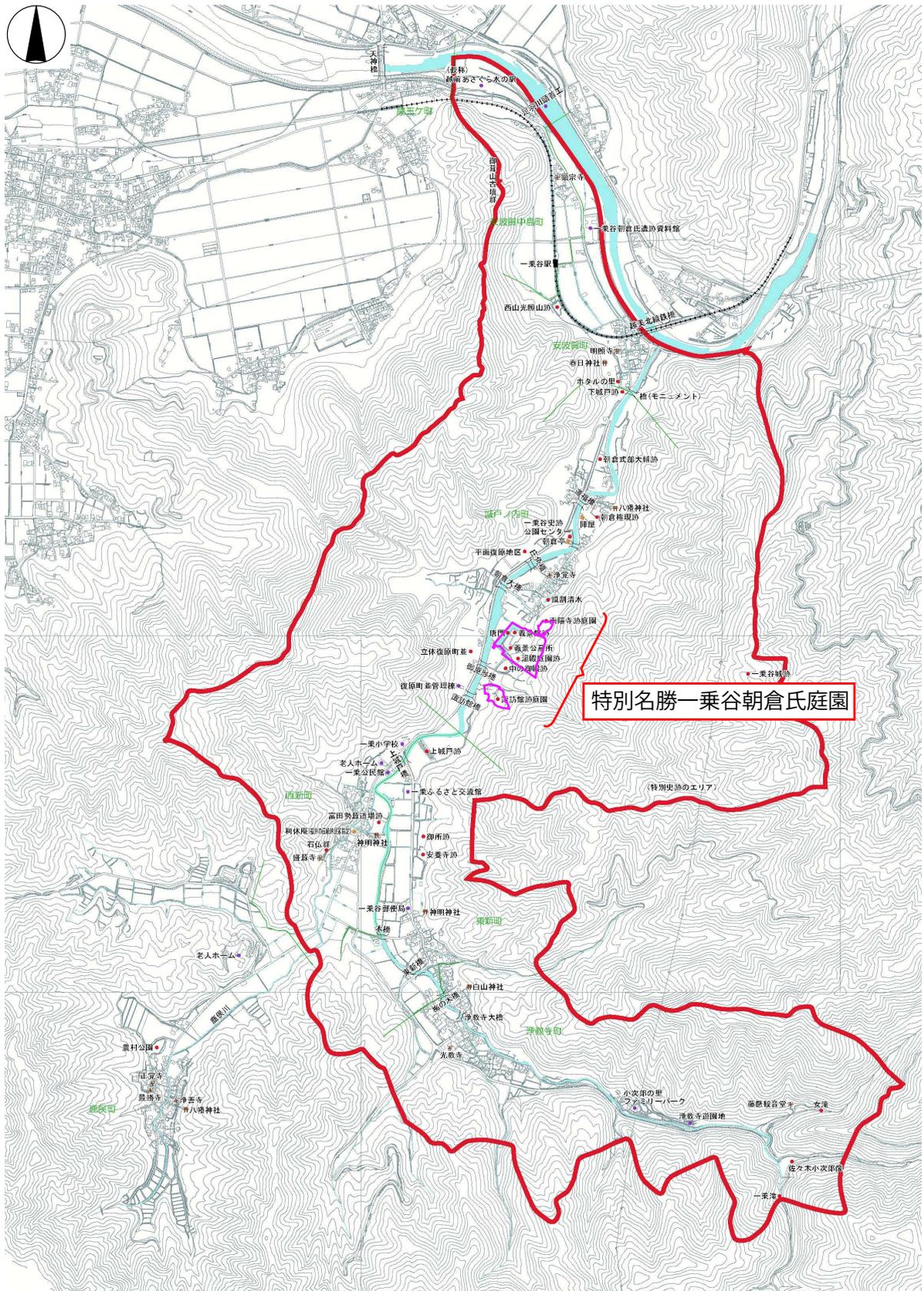
〔表2-1〕法規制 届出の対象となる行為（『福井市景観計画』平成20年3月の表に一部加筆）

法規	区分	許可者	届出の対象となる行為	行為の内容
福井市景観計画	一乗谷地区特定景観計画区域	福井市長	建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が10㎡以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該部分に係る部分の面積が10㎡以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
			工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以下のもの
			土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が300㎡を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが1.5mを超え、かつ、延長が20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
			木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
			屋外における土石、廃棄物 ^{※1} 及び再生資源 ^{※2} の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が300㎡を超えるもの。 ただし、当該行為に係る期間が60日以内のものは、除く。
			特定照明 ^{※3}	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物

※2 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源

※3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

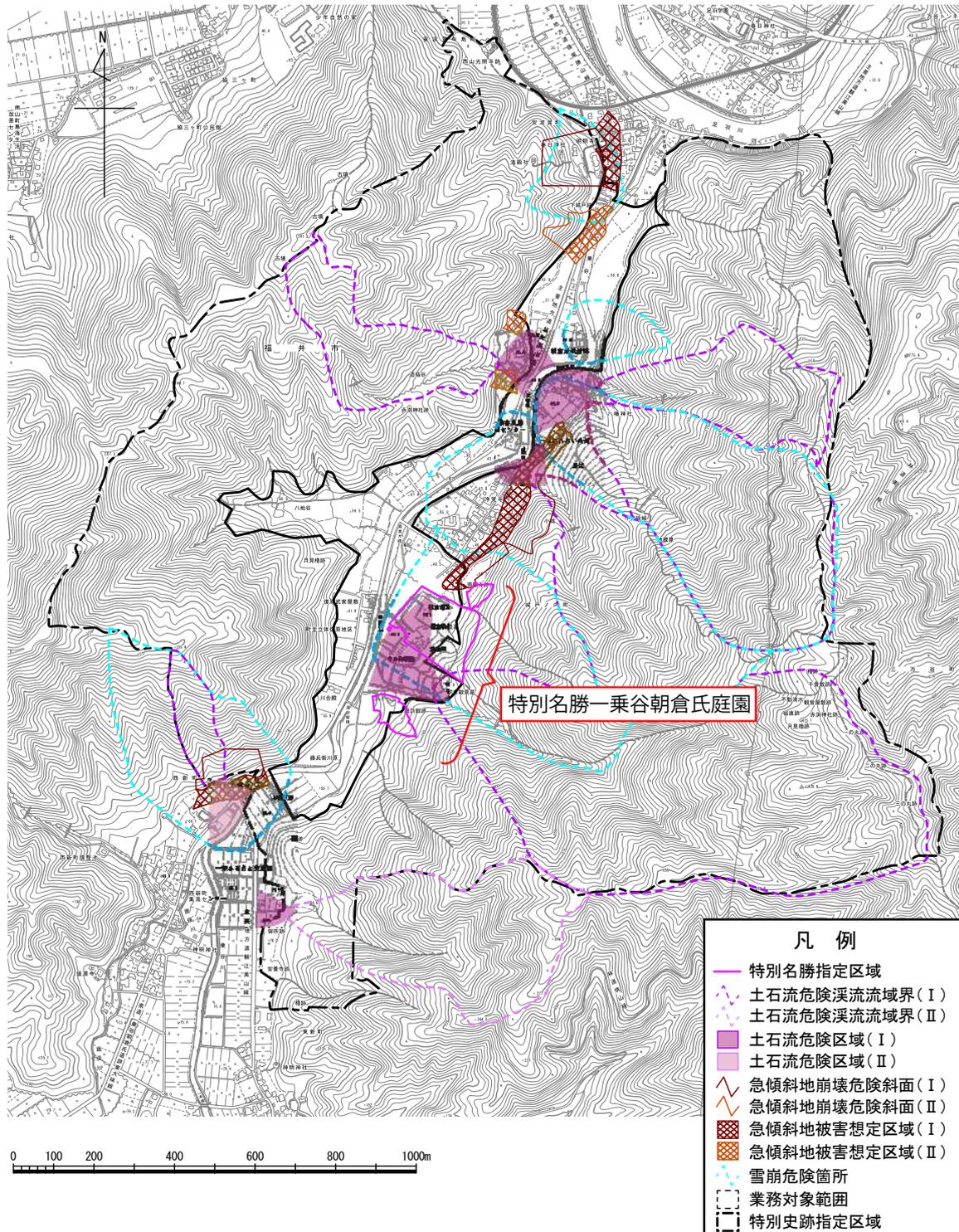


〔図 2-5〕 一乗谷地区特定景観計画区域
 (福井市『福井市景観計画 概要版 一乗谷地区特定景観計画区域』平成 23 年より)

(2) 防災関係の法規制等

本遺跡には、防災関係の指定地域が含まれる。地形の特徴から、比較的大きな谷が土石流危険渓流及び雪崩危険箇所、山裾の急傾斜の斜面が急傾斜地崩壊危険斜面に指定されている。

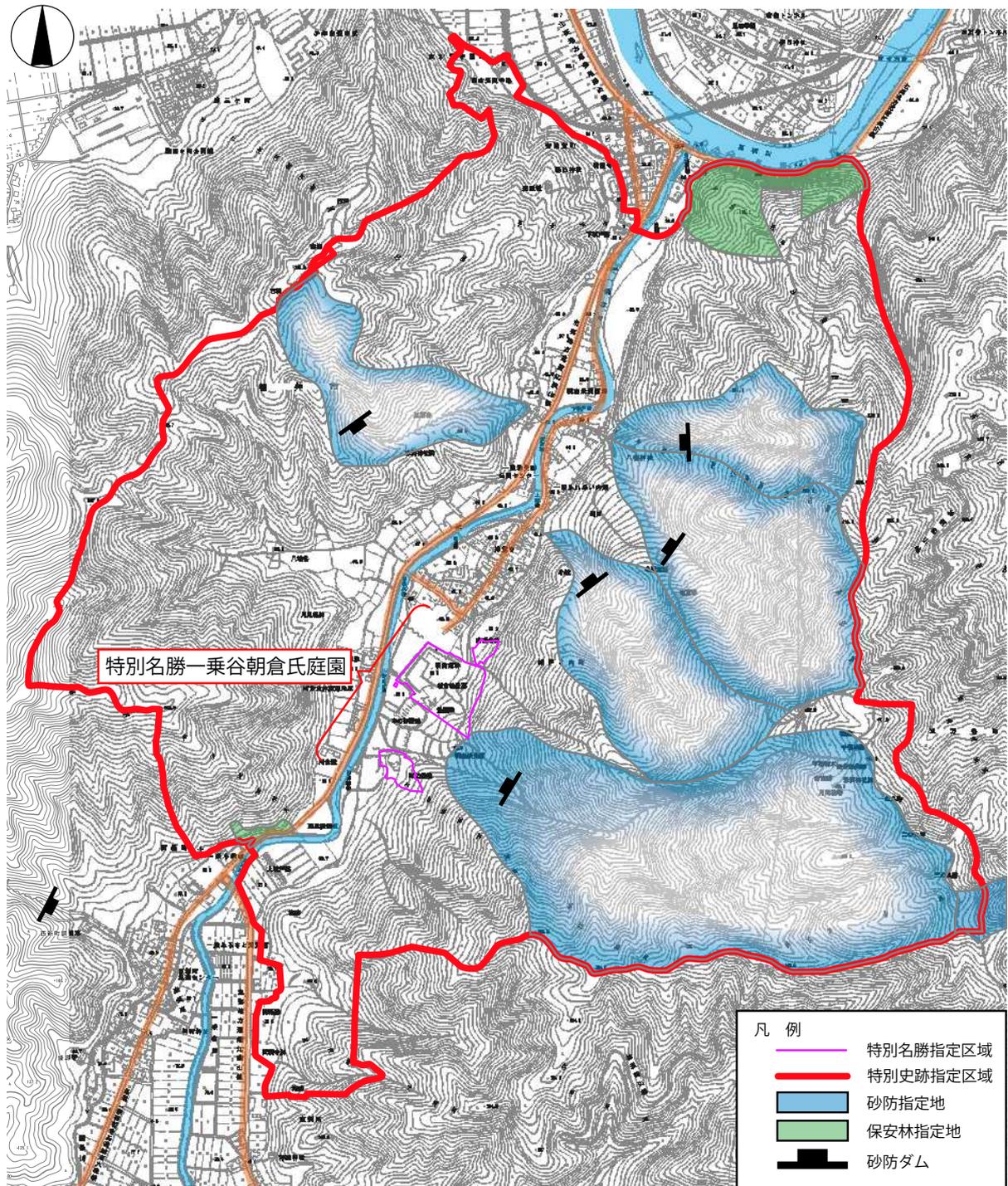
本庭園に関しては、朝倉館跡庭園・湯殿跡庭園を土石流危険区域と雪崩危険箇所に指定しており、諏訪館跡庭園の一部を土石流危険区域に指定している。また、南陽寺跡庭園を急傾斜地崩壊危険斜面及び急傾斜地被害想定区域と雪崩危険箇所に指定している。



[図 2-6] 土砂災害警戒区域等指定図（福井県『福井県土砂災害警戒区域等管理システム』より一部加筆）
 （福井市教育委員会『特別史跡 一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定事業報告書（改訂版）』平成 23 年）

本遺跡における近年の気象災害は平成16年（2004）7月福井豪雨で、河川氾濫や斜面崩落などの被害が発生した。溪流に大きな被害が集中し、尾根周辺から斜面中腹部においては斜面崩落や土砂堆積が多く、溪流下部では浸食や土砂堆積がみられた。同豪雨以降に被災箇所を中心に砂防ダムを建設し、砂防指定地に指定した。

園池の水源となる溪流や本庭園の背景となる山林部は遺構の保全と密接に関係していることから、砂防指定地及び保安林指定地を〔図2-7〕に示す。

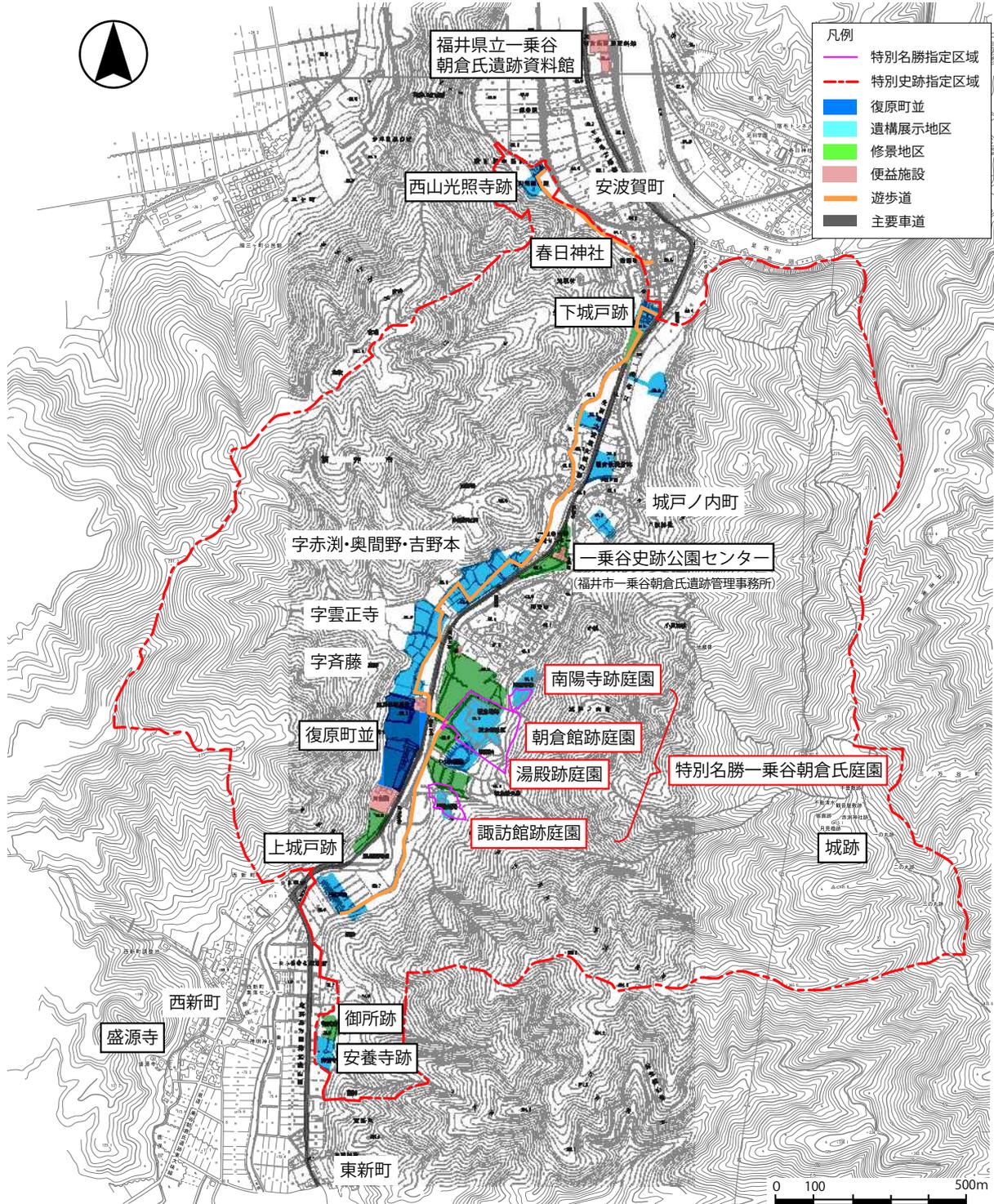


〔図2-7〕 砂防指定地及び保安林指定地範囲図
 （福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定事業報告書 改訂版』平成23年より）

(3) 周辺環境及び関連文化資産

本遺跡内には、一乗城山の城跡や南北に位置する城戸跡、発掘調査及び史資料等の調査・研究に基づき、遺構を基礎等として使用し、当時の建物等を立体的に復元した復原町並や、道路跡等によって戦国期の城下町構造を示した字赤渕・奥間野・吉野本等の遺構展示地区が主に存在する。

また、周辺には朝倉氏の歴史や出土品を展示した資料館や、四阿・便所等の便益施設がある。



〔図 2-8〕 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡内の関連文化資産と関連施設等
 (福井市教育委員会『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定事業報告書(改訂版)』平成23年の既整備地図を改変)